

3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

別表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、国土利用計画法の運用上、当該計画に係る事業の実施を明らかに阻害することとなる土地取引につき、その取引の中止勧告等の措置を講ずることとするほか、国土利用計画法第10条の趣旨に即して、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮するものとする。

(別 表)

計 画 名	事 業 目 的	規 模	位 置	計 画 主 体	事 業 主 体
都 市 計 画 緑 地 事 業 (神園山、小 山山地区)	美しい熊本づくりの 一環として、残されて いる緑の拠点を中心に 緑地の確保に努め、あ わせてレクリエーション緑地と して活用を図る。	66ha	熊本市小山町	熊本市	熊本市
〃 (戸島地区)	〃	22ha	熊本市戸島町	熊本市	熊本市